議員提出議案第３号

広報広聴特別委員会設置に関する決議

　上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

　令和６年３月１１日　提　出

守谷市議会
議長　寺田　文彦　様

提出者　　議会運営委員会
　　委員長　高橋　典久

令和　　年　　月　　日原案　　決

広報広聴特別委員会設置に関する決議

次のとおり、広報広聴特別委員会を設置する。

記

１	名　　称	広報広聴特別委員会
２	設置の根拠	地方自治法第１０９条及び守谷市議会委員会条例第６条
３	付 議 事 件	守谷市議会だよりの編集・発行及びその他広報・広聴に関する事項についての調査・研究
４	委員の定数	９人
５	調 査 期 間	議決の日から、議会が調査終了を議決するまで

提案理由（議員提出議案第３号）

提案の理由を申し上げます。

議会の広報活動は、市民の皆様に議会活動を理解していただくという、重要な役割を担っています。現在まで、議会広報紙である「こじゅけい」の発行をはじめとして、ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービスといった媒体を通じて、議会活動を発信してきました。これからは、現在行っている情報発信の内容を充実させるとともに、時代に即した情報発信方法についても検討していかなければなりません。

また、市民の皆様の意見を広く聴く方法についても、検討していく必要があります。

このため、市民の皆様に、議会への理解と関心をさらに高めていただくために、「広報広聴特別委員会」を設置し、議会だよりを編集・発行するほか、議会の広報・広聴に関する事項について調査・研究を実施するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いします。